

# ご存じですか？ クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売等の特定の取引において、商品やサービスの契約をした後でも冷静に考え直す期間を設け、一定期間内であれば消費者から無条件で申し込みの撤回や契約解除できる制度です。

## クーリング・オフができるものと適用期間

取引類型 ※特定商取引法に基づく	適用期間
<b>訪問販売</b> ※ キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法では店舗販売も含む	8日間
<b>電話勧誘販売</b>	8日間
<b>訪問購入</b> （訪問買取）	8日間
<b>連鎖販売取引</b> （マルチ商法・ネットワークビジネス）	20日間
<b>業務提供誘引販売取引</b> （サイドビジネス商法、モニター商法等）	20日間
<b>特定継続的役務提供</b> ※ エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療の一部	8日間

## クーリング・オフの効果

- ※ 政令指定消耗品以外の商品は、使っていても事業者の送料負担でそのまま返品できる。
- ※ 工事契約で施工が完了していても代金を支払う義務はなく、「元に戻して」と言える。
- ※ 損害賠償・違約金等の支払い不要。
- ※ 訪問購入は、売ったものを返してもらえる。

## クーリング・オフの仕方

1. ハガキに必要事項を記入（下のハガキを参考にしてください）  
表面は販売会社の代表者宛てにします。（「株式会社〇〇 代表者様」など）
  2. 記入したハガキを両面コピーする（手元に証拠として残す）。
  3. 特定記録郵便や簡易書留（発信した記録が残る方法）で郵送する。
  4. クレジット契約をした場合は、販売業者とクレジット会社に同時に通知する。
- ※ **必ず書面で通知**しましょう  
※ 関係書類は5年間保存しましょう

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇 ××営業所 担当者〇〇〇〇氏
■支払った代金〇〇〇〇円を速やかに返してください。	
■商品を引き取ってください。	
■今後の勧誘はお断りします。	
令和〇年〇月〇日 住所 埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇 氏名 〇〇〇〇	

販売会社宛て

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇 ××営業所 担当者〇〇〇〇氏
クレジット会社	△△株式会社
令和〇年〇月〇日 住所 埼玉県〇〇市〇町〇丁目〇 氏名 〇〇〇〇	

クレジット会社宛て

## クーリング・オフの基礎知識

- 適用期間は「買った日・契約した日から」ではなく、契約書などの**法定書面を受け取ってから起算**します。
- 書面に不備があった、書面を交付されなかった、事業者のウソや脅しでクーリング・オフを妨害された場合は、改めて書面を受領した日から起算します。
- 通知を送った時に効力が生じません。通知が期間を過ぎてから事業者側へ到達したとしても問題ありません。

## クーリング・オフできないもの

- 店舗での購入
- 開封・使用した政令指定消耗品（健康食品・化粧品・履物など）
- 3,000円未満の現金取引
- 自動車（中古車・リース含む）

## 通信販売は クーリング・オフできません

返品や解約については、広告等に記載されている「返品特約」に従うこととなります。記載がない場合は、商品が届いてから8日以内は、消費者の送料負担で返品ができます。



## 埼玉県消費生活支援センター

相談専用電話 受付時間：月～金曜日 9：00～16：00（祝日・12月29日～1月3日を除く）  
本所／TEL: 048-261-0999（本所は土曜日でも受付しています）  
熊谷支所／TEL: 048-524-0999



ホームページ



Twitter